

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

〔改正 平成二十九年三月三十一日 国土交通省告示第二百七十号〕

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表

	(イ) 点検項目	(ロ) 点検方法	(ハ) 判定基準
--	----------	----------	----------

一 敷地 及び 地盤			
(四)	(三)	(二)	(一)
擁壁	塀	敷地	地盤
擁壁の劣化及び損	況 劣化及び損傷の状 況	敷地内の排水の状 況	地盤沈下等による 不陸、傾斜等の状 況
必要に応じて双眼鏡	より確認する。 目視、下げ振り等に	目視により確認す る。	目視により確認す る。
著しい傾斜若しくはひび	と。 著しいひび割れ、破損又 は傾斜が生じているこ	排水管の詰まりによる汚 水のおふれ等により衛生 上問題があること。	建築物周辺に陥没があり 、安全性を著しく損ねて いること。

<p>外部の建築物</p>		
<p>(一)</p>	<p>(五)</p>	
<p>基礎</p>		
<p>基礎の沈下等の状況</p>	<p>擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況</p>	<p>傷の状況</p>
<p>目視及び建具の開閉具合等により確認する。</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。</p>	<p>等を使用し目視により確認する。</p>
<p>地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。</p>	<p>水抜きパイプに詰まりがあること。</p>	<p>割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。</p>

(五)	(四)	(三)	(二)
外壁 躯体等		土台（木造に限る。）	
木造の外壁躯体の	土台の劣化及び損傷の状況	土台の沈下等の状況	基礎の劣化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	目視により確認する。
木材に著しい腐朽、損傷	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉等に支障があること。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。

(八)	(七)	(六)	

状況 鉄骨造の外壁躯体 の劣化及び損傷の 状況	傷の状況 補強コンクリート ブロック造の外壁 躯体の劣化及び損 傷の状況	状況 組積造の外壁躯体 の劣化及び損傷の 状況	劣化及び損傷の状 況
等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。
等があること。	目地モルタルに著しい欠 落があること又はブロッ ク積みに変位等があるこ と。	れんが、石等に割れ、ず れ等があること。	若しくは虫害があること 又は緊結金物に著しいさ び、腐食等があること。

(九)	(十)
	<p>外装仕 上げ材 等</p>
<p>鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造の外 壁躯体の劣化及び 損傷の状況</p>	<p>タイル、石貼り等（ 乾式工法によるも のを除く。）、モ ルタル等の劣化及 び損傷の状況</p>
<p>必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。</p>	<p>開口隅部、水平打継 部、斜壁部等のうち 手の届く範囲をテス トハンマーによる打 診等により確認し、 その他の部分は必要 に応じて双眼鏡等を 使用し目視により確 認し、異常が認めら</p>
<p>コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび 割れ、欠損等があるこ と。</p>	<p>外壁タイル等に剥落等が あること又は著しい白華 、ひび割れ、浮き等があ ること。</p>

---

---

---

---

---

---

れた場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩

---

---

---

---

---

---

---

行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するた

---



(十三)	(十二)	(十一)	
------	------	------	--

<p>損傷の状況</p>	<p>金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況</p>	<p>乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況</p>	<p>め の 対 策 を 講 じ て い る 場 合 を 除 く 。）。</p>
<p>（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>ひび割れ、欠損等があること。</p>
<p>コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>ひび割れ、欠損等があること。</p>	<p>ひび割れ、欠損等があること。</p>

(十四)	(十五)	(十六)
窓サッシ等	外壁に緊結された広	告板、空調室外機等
サッシ等の劣化及び損傷の状況	機器本体の劣化及び損傷の状況	支持部分等の劣化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。
サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	機器本体に著しいさび又は腐食があること。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。

				三	屋	上	及	び	屋	根
(四)	(三)	(二)	(一)							
		屋上回り(屋 上面を除 く。)	屋上面							
金属笠木の劣化及	笠木モルタル等の 劣化及び損傷の状 況	パ ラ ペ ツ ト の 立 ち 上 り 面 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	屋上面の劣化及び 損傷の状況							
目視及びテストハン	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	目視により確認す る。							
笠木に著しいさび若しく	モルタル面に著しいひび 割れ、欠損等があるこ と。	モルタル等の仕上げ材に 著しい白華、ひび割れ等 があること又はパネルが 破損していること。	歩行上危険なひび割れ若 しくは反りがあること又 は伸縮目地材が欠落し植 物が繁茂していること。							

(七)	(六)	(五)	
機器及び工	屋根		
機器、工作物本体	屋根の劣化及び損傷の状況	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	び損傷の状況
目視及びテストハン	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	マーによる打診等により確認する。
機器若しくは工作物本体	屋根ふき材に割れ、さび若しくは腐食があること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	は腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。

内部 物の 建築	四		
	(一)	(八)	
	防火 区画	作物（冷却 塔設備、広 告塔等）	及び接合部の劣化 及び損傷の状況
	防火区 画の外 周部		
開口部に設けられ ばならない部分の 火構造としなけれ ばならない部分の 開口部に設けられ	延焼のおそれのあ る部分及び外壁で 準耐火構造又は耐 火構造としなけれ ばならない部分の 開口部に設けられ	支持部分等の劣化 及び損傷の状況	及び接合部の劣化 及び損傷の状況
	目視により確認す る。	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	マーによる打診等に より確認する。
開口部に設けられた防火 設備に損傷があること。	開口部に設けられた防火 設備に損傷があること。	支持部分に緊結不良若し くは緊結金物に著しい腐 食等又はコンクリート基 礎等に著しいひび割れ、 欠損等があること。	又はこれらと屋上及び屋 根との接合部に著しいさ び、腐食等があること。

(四)	(三)	(二)	
	部分	するに面室内壁の	
室内に面する部分	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	た防火設備の劣化及び損傷の状況
補強コンクリートブロック造の壁の	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	
目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	

(七)	(六)	(五)	
-----	-----	-----	--

耐火建			
部材の劣化及び損	び損傷の状況 分の躯体の劣化及 の室内に面する部 ンクリート造の壁 造及び鉄骨鉄筋コ 鉄筋コンクリート	の状況 体の劣化及び損傷 に面する部分の軀 鉄骨造の壁の室内	の躯体の劣化及び 損傷の状況
目視により確認す	り確認する。 等を使用し目視によ 必要に応じて双眼鏡	り確認する。 等を使用し目視によ 必要に応じて双眼鏡	
各部材又は接合部に穴又	と。 割れ、欠損等があるこ 出又は著しい白華、ひび コンクリート面に鉄筋露	と。 鋼材に著しいさび、腐食 等があること。	と。

(八)															
限る。	る壁に	構成す	区画を	(防火	造の壁	耐火構	又は準	造の壁	耐火構	の壁、	建築物	しない	とを要	するこ	築物と
										傷の状況					
										劣化及び損傷の状況	鉄骨の耐火被覆の				
										より確認する。	点検口等から目視に	る。			
										と。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	は破損があること。			



		(九)	
		床	
		躯体等	)
傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	
	目視により確認する。	目視により確認する。	
と。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	
	鋼材に著しいさび、腐食等があること。		
(十一)	(十)	(九)	

(十二)

耐火建	部材の劣化及び損
築物と	傷の状況
するこ	る。
とを要	目視により確認す
しない	
建築物	各部材又は接合部に穴又
の床、	は破損があること。
耐火構	
造の床	
又は準	
耐火構	
造の床	
(防火	
区画を	
構成す	

(十四)		(十三)
特定天	天井 難燃材 料又は 準不燃 材料を 必要と する仕 上げの 室内に 面する 部分	る床に 限る。
特定天井の天井材	室内に面する部分 の仕上げの劣化及 び損傷の状況	
必要に応じて双眼鏡	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認し又はテスト ハンマーによる打診 等により確認する。	
天井材に腐食、緩み、外	室内に面する部分の仕上 げに浮き、たわみ等の劣 化若しくは損傷があるこ と又は剥落等があるこ と。	

(十六)		
	<p>(十五)</p> <p>防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）</p>	井
<p>常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況</p>	<p>常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況</p>	<p>の劣化及び損傷の状況</p>
<p>各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>等を使用し目視により確認する。</p>
<p>常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。</p>	<p>防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。</p>	<p>れ、欠損、たわみ等があること。</p>

(十九)	(十八)	(十七)	
照明器具、			
照明器具、懸垂物の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の固定	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	
必要に応じて双眼鏡	目視により確認する。	目視により確認する。	る場合にあっては、当該記録により確認することです。
照明器具又は懸垂物に著	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	

(二十一)	(二十)	
居室の換気	懸垂物等	
換気設備の作動の状況	等の落下防止対策の状況	等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第二項の規定に基づく点	目視により確認する。防火設備の閉鎖に支障があること。	しいさび、腐食、緩み、変形等があること。

<p style="text-align: center;">(二十二)</p>	
<p>石綿等を添 加した建築 材料</p>	
<p>吹付け石綿及び吹 付けロックウール でその含有する石 綿の重量が当該建 築材料の重量の○ ・一パーセントを 超えるものの劣化 の状況</p>	<p>検（以下「定期設備 点検」という。）等 の記録がある場合に あつては、当該記録 により確認すること で足りる。</p>
<p>表面の毛羽立ち、繊維の くずれ、たれ下がり、下 地からの浮き、剥離等が あること又は三年以内に 劣化状況調査が行われて いないこと。</p>	

五 避 難 施 設 等			
(一)	(二)	(三)	(二十三)
廊下	出入口	避難上有効なバルコニー	
物品の放置の状況	物品の放置の状況	手すり等の劣化及び損傷の状況	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
避難の支障となる物品が放置されていること。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	著しいさび又は腐食があること。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。



(八)		(七)	(六)	(五)	(四)
		階段			
設けら	屋外に	階段			
況	開放性の確保の状	び損傷の状況	物品の放置の状況	避難器具の操作性の確保の状況	物品の放置の状況
る。	目視により確認す	る。	目視により確認す	確認する。	目視により確認す
こと。	開放性が阻害されている	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。	通行に支障となる物品が放置されていること。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	避難に支障となる物品が放置されていること。

(十)	(九)	
		難階段 れた避
付室等の外気に向 かって開くことが できる窓の状況	備の作動の状況	特別避 難階段 階段室又は付室（ 以下「付室等」と いう。）の排煙設 備の作動の状況
目視及び作動により 確認する。	各階の主要な排煙設 備の作動を確認す る。ただし、三年以 内に実施した定期設 備点検等の記録があ る場合にあっては、 当該記録により確認 することです。	
外気に向かって開くこ とができる窓が開閉しない こと又は物品により排煙 に支障があること。		排煙設備が作動しないこ と。

(十一)	(十二)	(十三)
排煙設備等		
防煙壁		
物品の放置の状況	防煙壁の劣化及び損傷の状況	可動式防煙壁の作動の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することであり
バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。	可動式防煙壁が作動しないこと。

(十六)	(十五)	(十四)	
その			
非常用			備 排煙設
非常用の進入口等	排煙口の維持保全の状況		排煙設備の作動の状況
目視により確認す	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	目視により確認することにより確認することである。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。
物品が放置され進入に支	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。		排煙設備が作動しないこと。

(十八)		(十七)	
		等	他の設備
		装置の照明の作動の状況	の入口等の進入の維持保全の状況
照明の妨げとなる物品の放置の状況		非常用の照明装置の作動の状況	の維持保全の状況
目視により確認する。		各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	る。
照明の妨げとなる物品が放置されていること。		非常用の照明装置が作動しないこと。	障があること。

		六 其 他	
(二)		(一)	
		特殊 膜構造	な 構 築 物 の 膜 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況
膜張力及びケーブル張力の状況	部材等	、取付	造等
膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認す	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認すること。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認す	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認すること。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認す
膜張力又はケーブル張力が低下していること。			膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。

(四)	(三)	
<p>上部構造の可動の状況</p>	<p>免震構造物の免震装置が可視状態にある場合に限る。）</p>	
<p>目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合については、当該記録により確認することです。</p>	<p>録がある場合にあつては、当該記録により確認する。</p>	<p>ることです。</p>
<p>上部構造の水平移動に支障がある状態となつてい</p>	<p>鋼材部分に著しいさび、腐食等があること。</p>	

(七)	(六)	(五)
	煙突	避雷設備
突 える煙 ルを超 メート 高さ六 作物で 又は工 る煙突	建築物 に設け る煙突 又は工 作物で	
	煙突本体及び建築 物との接合部の劣 化及び損傷の状況	避雷針、避雷導線 等の劣化及び損傷 の状況
	付帯金物の劣化及 び損傷の状況	
	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
	付帯金物に著しいさび、 腐食、緊結不良等がある こと。	避雷針又は避雷導線に腐 食、破損又は破断がある こと。
	等があること。	
	煙突本体及び建築物との 接合部に鉄筋露出若しく は腐食又は著しいさび、 さび汁、ひび割れ、欠損 等があること。	



附 則 (平成二十九年三月三十一日 国土交通省告示第二百七十号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存する建築物の敷地及び構造については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。